

滝川市事業者緊急支援金

まん延防止等重点措置や緊急事態宣言の発令により、営業時間短縮や外出・往来自粛の要請などが長期化する中で、事業の継続に支障をきたしている事業者の皆さんを支援するため、国の『月次支援金』や北海道の『道特別支援金B』の支給対象となった方に、滝川市の支援金を上乗せして給付します。

給付額

法人事業者 20万円

個人事業者 10万円



給付対象要件

- ① 市内において事業を営む者であって、中小企業庁が給付する月次支援金又は北海道が給付する道特別支援金Bにおいて、令和3年5月又は同年6月を対象月として給付の決定を受けていること。
- ② 申請日以後において、市内で当該事業を継続する意思があること。
- ③ 北海道が給付する「緊急事態措置協力支援金(飲食店等)(5月分・6月分)」の給付要件に該当しないこと。
- ④ 代表、役員、従業員等が暴力団関係事業者等ではないこと。

申請書類

- ① 滝川市事業者緊急支援金給付申請書(請求書)
- ② 月次支援金又は道特別支援金Bの給付の決定を受けたことを証する書類の写し
- ③ 市内において事業を営んでいることを証する書類(行政機関等が認可する営業許可書、事業所の賃貸借契約書等の申請者の事業活動を証する書類等)
- ④ 履歴事項全部証明書の写し(発行日から3か月以内のもの) ※申請者が法人の場合のみ
- ⑤ 本人確認書類(運転免許証、旅券、個人番号カード等) ※申請者が個人の場合のみ
- ⑥ 振込先口座の通帳の写し(申請者と同一名義であるものに限る。)

申請期間

令和3年10月1日～11月30日

(※当日消印有効)

《申請先・問合せ先》

〒073-8686 滝川市大町1丁目2番15号

滝川市 産業振興部 産業振興課 TEL/0125-28-8030